

名称：「香水容器立体商標」事件（審決取消訴訟事件）

知財高裁第4部：平成22年（行ケ）第10366号 判決日：平成23年4月21日

判決：請求容認

商標法第3条第1項第3号、商標法第3条第2項

キーワード：立体商標、容器の形状、自他商品識別力

[概要]

審決では、本願立体商標は商標法第3条第1項第3号に該当し、使用による識別力の獲得も認められないので拒絶され、この審決の取り消しを求める事案。

[商標の構成]

上部に蓋兼噴霧器の用途を有するキャップと、その下に女性の胴体部分をモチーフにデザイン化した形状の容器部分たるボトルからなる。

指定商品・・・美容製品、せっけん、香料類及び香水類、化粧品

[争点]

取消事由1：商標法第3条第1項第3号に該当するとした判断の誤り

取消事由2：商標法第3条第2項に該当しないとした判断の誤り

[当裁判所の判断]

1. 取消事由1について

[判示事項]

商品及び商品の包装の形状は、多くの場合、商品等に期待される機能をより効果的に発揮させたり、商品等の美感をより優れたものとする等の目的で選択されるものであって、直ちに商品の出所を表示し、自他商品を識別する標識として用いられるものではない。

商品等の形状は、文字、図形、記号等により平面的に表示される標章とは異なり、商品の機能や美感を際立たせるために選択されたものと認識する。

客観的に見て、商品等の機能又は美感に資することを目的として採用されると認められる商品等の形状は、特段の事情のない限り、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、商標法3条1項3号に該当する。

同種の商品等について、機能又は美感に資することを目的とする形状の選択であると予測し得る範囲のものであれば、当該形状が特徴を有していたとしても、同号に該当する。

[本願商標]

本願商標に係る立体的形状は、一定の特徴を有するものではあるが、女性の身体をモチーフした香水の容器は、他にもあり、香水の容器において通常採用されている形状の範囲を大きく超えるものとは認められない。

⇒ 機能又は美感に資することを目的として採用されたもの。機能又は美感に資することを目的とする形状と予測し得る範囲のものであるから、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、商標法3条1項3号に該当する。

2. 取消事由2について

[判示事項]

立体的形状からなる商標が使用により自他商品識別力を獲得したかどうかは、

①当該商標の形状及び当該形状に類似した他の商品等の存否

②当該商標が使用された期間、商品の販売数量、広告宣伝がされた期間及び規模等の使用の事情

を総合考慮して判断する。

原則として、出願に係る商標と実質的に同一であり、指定商品に属する商品であることを要する。出願商標と立体的形状のわずかな相違は認められることはある。

[本願商標]

ア. 商標の形状

本願商標は、需要者において予測可能な範囲内のものというべきである。

→しかし、本願商標の立体的形状は、一定の特異性を有しているということができ、その立体的形状が需要者の目につきやすく、強い印象を与える。

イ. 使用の実情

ブランド（ジャンポール・ゴルチェ）、販売開始時（平成6年）、雑誌紹介、本願商標とは僅かな相違はあるが実質的に同一などを考慮。

ウ. 本願商標の立体的形状は、需要者の目につきやすく、強い印象を与えるものであって、平成6年以降15年以上にわたって販売され、香水専門誌やファッション雑誌等に掲載されて使用をされてきたことに照らすと、本願商標の立体的形状が独立して自他商品識別力を獲得するに至っている。

指定商品の同一性について・・・本願商標が香水について自他商品識別力を有するに至った結果、これと極めて密接な関係にある化粧品等の本願の前記限定された指定商品に、本願商標が使用された場合にも、香水に係る取引者・需要者と重なる上記指定商品の取引者・需要者において、上記商品が香水に係る「ジャンポール・ゴルチェ」ブランドを販売する原告の販売に係る商品であることを認識することができる。

[コメント]

商標法第3条第1項第3号及び第3条第2項についての裁判所の判示事項は、コカコーラ立体商標の場合と概ね同一である。デザイン的に優れていても（意匠登録可能であっても）、立体商標として登録できるとは限らない点に要注意である。ただし、使用による識別力を獲得するという面では、特徴的なデザインは有利に働くということは考えられる。指定商品の中には使用されていないものも含まれていたが、条件を満たせば認められる点もある。